

3. 職員の給与との状況

①特別職(令和3年4月1日)

区分	報酬		期末手当		
	減額前(円)	減額後(円)	6月期	12月期	計
市長	963,000	674,000	2.225カ月	2.075カ月	4.3カ月
副市長	837,000	753,300			
議長	702,000	—			
副議長	666,000	—			
議員	612,000	—			

③ラスパイレース指数の状況(各年度4月1日現在)

区分	令和2年度	令和3年度
守口市	100.1	99.4
全国市平均	98.9	98.8

備ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

②一般職(令和3年4月1日)

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
守口市	318,824円	41.9歳

4. 職員の勤務時間やその他勤務条件の状況

①勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業
38時間45分	7時間45分	9:00	17:30

備休憩時間 12:00~12:45

②年次休暇の状況

総付与日数注	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
19,217.1日	6,933.9日	511人	13.6日	36.1%

総務省が実施している勤務条件等に関する調査に基づいた数値です。

注前年度からの繰越分を含んでいます。

③育児休業などの利用状況

種別	制度の内容	取得者人数
育児休業	3歳に満たない子を養育するために休業をすることができる	44
部分休業	小学校就学前の子を養育するために休業をすることができる	26

5. 職員の分限および懲戒処分等の状況(令和3年度)

分限処分	20人	全て病気休職者
懲戒処分	5人	減給、戒告

備分限処分…職員がその職責を十分に果たすことができないときに、職員の意思に反する不利益な取り扱いを認めるものであり、公務の能率の維持と適正な行政運営の確保を目的としています。

懲戒処分…一定の義務違反を行った職員に責任を問うための制裁であり、規律と秩序の維持を目的としています。

6. 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況	9件
-----------------	----

注地方公務員法第38条の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業などへの従事をしてはならないと定められています。

7. 職員の退職管理

離職後の再就職届	0件
----------	----

注課長級以上の職に就いている職員は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合、届出が必要です。

8. 職員の研修の状況

職務の遂行に必要な知識、技能および教養の向上と公務員意識の醸成を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めることを基本方針としています。

研修区分	庁内研修 (人事課主催研修など)	派遣研修 (市町村アカデミーなど)
参加人数	1,128人	193人

10. 市公平委員会からの報告事項

勤務条件に関する措置の状況	1件
不利益処分に関する不服申し立て	該当無し

9. 職員の福祉および利益の保護の状況

①健康診断の状況

定期健康診断、ストレスチェック 他

②共済制度

大阪府市町村職員共済組合に加盟

③福利厚生等の状況

職員の福利厚生は地方公務員法で義務付けられており、守口市職員厚生会で行っています。

会員掛金	月額1,000円(1人当たり)
市負担金	月額1,000円(1人当たり)

備主な事業内容：カフェテリアプラン、健康増進支援、体育文化助成 など

④公務災害補償の状況

公務災害補償制度	公務災害認定件数	4
	通勤災害認定件数	1

人事行政の運営などの状況(令和3年度)

市の人事行政を運営していく上で、より公正で透明性を高めていくために、人事行政の主な内容をお知らせします。

問 人事課 TEL 06-6992-1408

1. 職員の任免および職員数に関する状況

①職員採用の状況

(単位：人)

区分	新規採用	再任用		任期付
		うち短時間		
行政職	17	21	8	18
事務職	13	9	3	7
技術職	2	2	1	1
保育士	—	10	4	—
幼稚園教諭	—	—	—	—
看護師	—	—	—	—
保健師	2	—	—	—
保育教諭	—	—	—	10
合計	17	21	8	18

②退職の状況(令和3年4月1日~令和4年3月31日)

(単位：人)

区分	定年退職	その他		
		早期退職	死亡退職	任期満了
正規職員	26	16	—	—
再任用	—	4	—	11
うち短時間	—	3	—	3
任期付	—	4	—	0
合計	26	24	0	11

④部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

(単位：人)

	職員数		増減数
	令和2年度	令和3年度	
議会	9	8	▲1
総務	137	133	▲4
税務	40	43	▲3
農林水産	4	4	0
商工	7	6	▲1
土木	43	47	▲4
民生	251	246	▲5
衛生	45	49	▲4
一般行政計	536	536	0
教育	52	48	▲4
水道	40	41	▲1
下水道	32	31	▲1
その他	28	28	0
公営企業等計	100	100	0
総合計	688	684	▲4

③補職別職員数の状況(各年度4月1日現在)

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	増減数
	理事級	1	1
部長級	14	13	▲1
次長級	5	5	0
課長級	50	45	▲5
主幹級	45	51	▲6
主任級	148	141	▲7
その他	425	428	▲3
合計	688	684	▲4

2. 職員の人事評価の状況

職員の資質向上を目的に、所属長が部下の行動や能力を観察し、必要に応じて指導するとともに、その結果により人事配置や職員の処遇に反映しています。

被評価者の範囲	評価基準日におけるすべての守口市職員 (①任期に定めのある他団体等からの派遣職員、②本市からの派遣職員(くすのき広域連合等)、③長期の休業等により評価基準日において実勤務日数が90日に満たない職員を除く)
評価期間及び評価基準日	評価期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 評価基準日 令和4年1月1日
評価の内容	業績評価 (1) 令和3年度市政運営方針に掲げる事業の推進及び改革の実現 (2) 第6次守口市総合基本計画をはじめとする各種計画や指針等に掲げる事項の具体化及びその実践(「第6次もりぐち改革ビジョン」(案)含む) (3) 議会答弁等に伴う新たな課題又は懸案事項の解決 (4) 法令に基づく業務の円滑な遂行とその事務事業の改善 (5) その他の自己目標(業務マニュアル作成等)から目標の種類を選び、3項目(課長級以上の職員は5項目)の個人目標を決定し、各目標にウエイトを付し、合計100%になるよう設定する。 能力評価 守口市人材育成基本方針で定めている職階別の果たすべき役割、能力に基づいて設定した各評価項目について評価する。